

公 示

令和6年度真鍮屑売払いに係る契約希望者募集要項

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処足寄弾薬支処  
会 計 科 長 村 本 健

令和6年度真鍮屑の売払いに係る契約を希望する者は、下記に基づき応募してください。

記

1 公募に付する予定品目

真鍮屑（2号）（別紙第1内訳書）のとおり

2 公募に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当しない者
- (2) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「物品の買受け」において北海道地域の競争参加資格を有する者、又は資格の取得に向けて申請中である者
- (3) 契約担当官等から指名停止等の措置を受けている期間中でない者
- (4) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
- (5) 法令等による許認可等が必要な場合は、当該許認可等を有している者又は当該許認可等の取得に向けて所管官庁と調整中の者
- (6) 秘密等を取り扱う場合は、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる者
- (7) 契約の履行にあたって必要となる知的財産権に関して、法令に定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じている者
- (8) 公募しようとする予定品目等の品質、性能等を保証できる者
- (9) 警視庁又は道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する役務及び物品等の契約から排除する要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 原価計算方式により予定価格を算定して行う契約に係る場合は、防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。

3 応募方法

- (1) 応募する者は、別紙第3の「参加表明書」（以下、「表明書」という。）及び次の項目を証明する具体的資料（以下、「審査資料」という。）を提出しなければなりません。
  - ア 競争参加資格審査結果通知書の写し。ただし、競争参加資格申請中である場合は、競争参加資格審査申請書（写し）、受理票（写し）又は申請確認メール（写し）を提出し、資格決定後速やかに競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。
  - イ 法令、規定等に基づく許認可が必要な場合は、その許認可等の写し。ただし、許認可等の取得に向けて所管官庁と調整中の者は調整中であることを証明する資料
  - ウ 検査・修理等の履行に必要な技術・機械器具及び生産設備等を証する書類
  - エ 調達予定案件の履行に当たり、有している販売権、工業所有権等及び製造企業と締結している技術援助契約等が必要な場合は、それを証明する書類
  - オ 特許等工業所有権を必要とする場合は、該当する権利が使用可能であることを証明する書類
  - カ 秘密等を取り扱う場合は、保全体制を証する書類
  - キ 下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表
  - ク その他、契約の履行にあたり必要とする書類等
- (2) 表明書及び審査資料（以下、「提出資料」という。）は受付期限内に1部を提出先に持参又は郵送するものとします。

- (3) 受付期限  
令和6年4月24日（水）～令和6年5月31日（金）まで
  - (4) 受付時間  
土曜日、日曜日及び祝日（以下、「休日」という。）を除く毎午前9時から午後5時まで。  
ただし、正午から午後1時までの間を除く。
  - (5) 提出先  
〒089-3725 北海道足寄郡足寄町平和173番地  
陸上自衛隊北海道補給処足寄弾薬支処会計科  
電話 0156-25-5811（内線347） 担当：佐藤
- 4 提出資料等の審査等
- (1) 応募者は、北海道補給処足寄弾薬支処の担当者から提出資料等について説明を求められた場合には、その都度説明しなければなりません。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き必要な資料等を提出しなければなりません。
  - (2) 応募者は、北海道補給処足寄弾薬支処の担当者から製造体制等の調査のために工場等（下請企業の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければなりません。
  - (3) 提出された資料等により、品目毎に契約の円滑な履行能力の有無を審査します。
- 5 審査結果の通知
- 品目毎に公募指名競争に参加させることが適当と認められた者に対しては、審査合格の通知を行います。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行います。
- 6 疑義の申立て
- (1) 審査結果に疑義がある者は、分任契約担当官に対し審査不合格の理由について、以下により書面をもって説明を求めることができます。
    - ア 提出期限  
審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内
    - イ 提出場所  
3の（5）に同じです。
    - ウ その他  
書面は持参又は郵送するものとします。
  - (2) 分任契約担当官は、審査結果について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して14日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面により回答します。
- 7 疑義の再申立て
- (1) 6の（2）の説明に不服のある者は、疑義に対する回答を受領した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、書面により疑義の再申し立てを行うことができます。
  - (2) 分任契約担当官は、再申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して14日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面により回答します。
- 8 資料等の提出に当たっての留意事項
- (1) 提出資料等に虚偽の記載をした者は、当該品目の公募指名競争に参加させることが適当と認められなかった者とするとともに、北海道補給処足寄弾薬支処の他の指名競争又は随意契約の相手方としない場合があります。
  - (2) 提出資料等の作成及び提出に要する費用等は、提出者の負担とします。
  - (3) 提出された資料等は、原則として返却しません。
  - (4) 提出された資料等は、提出者に無断で他の目的で使用しません。
  - (5) 原則として、提出期限以降における提出資料等の差換え及び再提出は認めません。ただし、審査の必要から当該項目に対する補足資料等を求めることがあります。
  - (6) 提出資料等に自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に著作権等の必要な諸手続きを済ませておくとともに、出図元を明記してください。
  - (7) 過去5年間の本事業又は類似する事業の受注実績一覧表
  - (8) 破碎設備等及び体制等を証明する書類（図面、組織図、動員計画、安全体制等）
  - (9) 武器等製造法第5条第1項第2号に準ずる保管設備を証明する図面
  - (10) 武器等製造法第11条第1項に準ずる保管規程
  - (11) 下請け業者に業務を一部委託する場合は、下請け（予定）企業一覧表

## 9 応募者の義務等

応募者で指名の通知を受けた者は、必ず公募指名競争に参加し、合理的な金額の見積書又は入札書を提出しなければなりません。

## 10 その他の注意事項

- (1) 本公示予定品目については、当該年度の調達予定及び過去の実績等に基づき記載しているため、必ず調達があることを保証するものではありません。  
なお、場合によっては、希望する調達案件の契約に間に合わないことがあります。
- (2) 本公示記載事項の詳細及び不明な点については、3の(5)に記載されている提出先に照会してください。
- (3) 公示する場合の条件  
別紙第4により示す条件を満たすこと

## 11 本公示へのインターネットアクセス方法

北海道補給処ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>)内の「入札情報」から「北海道補給処公示」へアクセスしてください。

## 内 訳 書

品名：真鍮屑（2号）

No.	規 格	単位	予定重量	備 考
1	7.62 mm火器弾、打がら薬きょう	K G	320	規格及び重量については予定であり、決定規格及び重量については、売払請求書で示す。 各規格ごと 木箱に梱包 (20 kg/1箱)
2	7.62 mm空包、打がら薬きょう	K G	100	
3	9 mm火器弾、打がら薬きょう	K G	60	
4	12.7 mm火器弾、打がら薬きょう	K G	60	
5	12.7 mm空包、打がら薬きょう	K G	240	
6	5.56 mm火器弾、打がら薬きょう	K G	880	
7	5.56 mm空包、打がら薬きょう	K G	2,440	
合 計		K G	4,100	

### 装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - (3) (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (1) 又は (2) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

参加表明書

当社は、下記事業の契約に関して関心がありますので、参加を表明します。  
 なお、別添のとおり関係資料を添付します。  
 また、公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約致します。

記

足寄弾薬支処公示第 号（令和 年 月 日）

No.	登録 番号	区分	要求内容	調達予定品目等	調達予定項目
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

添付書類

分任契約担当官  
 陸上自衛隊北海道補給処足寄弾薬支処  
 会 計 科 長

殿

令和 年 月 日

所在地  
 電話番号  
 会社名  
 代表者名

印

## 売 払 条 件 書

### 1 適用範囲

この売払条件書は、弾薬支処の保有する口径12.7mm以下の小火器弾薬打がら菓きょう（以下「打がら菓きょう」という。）の売払いの条件を規定する。

### 2 用語及び定義

この売払条件書で用いる用語及び定義は、次による。

- (1) 打がら菓きょうとは、JIS H 2109に規定する2号及び3号菓きょうくずの混合したもので、腐食したものを含むものをいう。
- (2) 黄銅再生業者等とは、黄銅くず等を自社で溶解する黄銅再生業者及びこの黄銅再生業者と直接取引を行う中間業者をいう。
- (3) 保管所とは、加工前及び加工後の打がら菓きょうを保管する設備をいう。

### 3 引用文書

この売払条件書に引用する次の文書は、この売払条件書に規定する範囲内において、この売払条件書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新のものとする。

- (1) 規 格  
JIS H 2109 銅及び銅合金リサイクル原料分類基準
- (2) 法令等  
ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）  
イ 武器等製造法（昭和28年法律第145号）  
ウ 武器等製造法施行規則（昭和28年通商産業省令第43号）

### 4 売払いに関する要求

#### (1) 基本要件

契約の相手方は、次に示す基本要件を満足していなければならない。

- ア 保管所として、武器等製造法に基づく小型菓きょう製造の事業許可に係る保管設備又は出入口に鉄製その他の堅固な扉及び堅固な錠を設ける等盗難防止のために適当な構造を有する保管設備を具備しているものとする。
- イ 打がら菓きょうの加工に対応できる設備を具備しているものとする。
- ウ 盗難防止のため、常時警備員をおくものとする。また警備員は専従とし、作業員を兼ねてはならない。
- エ 保管所敷地の出入口又は保管所の出入口に対し防犯カメラを設置するものとする。
- オ 打がら菓きょうの保管に当たっては、この項第5号に示す保管の要領による保管規程を定めるものとする。

#### (2) 作業工程

作業工程は、属紙第1「作業工程表」を基準とする。

#### (3) 受 領

打がら菓きょうの受渡しは、弾薬支処庭先渡しとし、契約の相手方が作成した受領書により引き渡しを受ける。

#### (4) 輸 送

- ア 輸送は、契約の相手方が実施するものとする。
- イ 輸送に当たっては、紛失及び盗難防止の処置を行うものとする。

#### (5) 保 管

- ア 加工前の打がら菓きょうは、工場外へ持ち出したり、他の業者へ売却してはならない。
- イ 打がら菓きょうは、弾薬支処から引渡しを受けた後、全数を加工完了するまでの間、加工その他必要のある場合を除き保管所に保管する。
- ウ 保管所への打がら菓きょうの搬入又は保管所から打がら菓きょうを搬出する際は、品目ごとに搬入、搬出の状況を帳簿に記載するものとし、日ごとに、品目、重量などの管理をするものとする。

- エ 保管所に打がら薬きょうが保管されている間、特に必要のない場合は施錠しておくものとする。
- オ 警備員は、必要に応じ保管所の周辺等を見廻るものとする。
- カ 防犯カメラは常時録画し、録画した画像については、保管状況等に異常が無いことを確認した時から、次回保管状況等に異常が無いことを確認するまでの間、保存するものとする。
- キ 契約相手方及びその従業員は保管規程を守らなければならない。
- (6) 打がら薬きょうの加工
  - 打がら薬きょうは、再利用防止のため、次に示す加工を行うものとする。
  - また、加工前と加工後の打がら薬きょうの重量を計測し、その数値及び写真を記録するものとする。
  - ア 加工方法は、属紙第2を基準とし、改造又は再使用できないように加工するものとする。
  - イ 打がら薬きょうの長さが30mm以上 ( $L \geq 30 \text{ mm}$ ) のものは、2か所以上を切断するか又は加工前の打がら薬きょうの直径（中央部）の  $1/2$  以下に潰さなければならない。
  - ウ 打がら薬きょうの長さが30mm未満 ( $L < 30 \text{ mm}$ ) のものは、1か所を切断するか又は加工前の打がら薬きょうの直径（中央部）の  $1/2$  以下に潰さなければならない。
- (7) 木箱、帯鉄等の処分
  - 打がら薬きょうの運搬に使用した木箱、帯鉄等は、契約の相手方において廃棄又は売払いにより処分するものとする。
  - なお、木箱を売払いにより処分する場合は表示を抹消するものとし、廃棄する場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」によるものとする。

## 5 監督・検査

- (1) 監督は、契約担当官等が定める監督実施要領によるものとし、不具合がある場合は、契約の相手方は、速やかに是正するものとする。
- (2) 検査は、売払いという特性から報告書をもって検査とする。

## 6 その他の指示

- (1) 契約の相手方は、契約担当官等の承認を受けないで契約状況（特に品目及び重量）を第三者に開示してはならない。
- (2) 提出書類
  - ア 契約担当官が定める時期までに保管規程2部を契約担当官等に提出し、承認を受けるものとする。
  - イ 契約締結後速やかに処分実施計画書2部を契約担当官等に提出し、承認を受けるものとする。
  - ウ 処分実施計画書又は保管規程の内容を変更する場合は、契約担当官等の承認を受けなければならない。
  - エ 受領書は、契約相手方が3部作成し、打がら薬きょうの引渡し時に弾薬支処に提出する。
  - オ 打がら薬きょうの処分終了後、処分の結果について、次に示す事項を記載した報告書2部を契約担当官等に提出するものとする。
    - (ア) 加工前及び加工後の打がら薬きょうの重量の数値及び写真の記録
    - (イ) 黄銅再生業者等の名称、所在地及び連絡先
    - (ウ) 打がら薬きょうを黄銅再生業者等に引き渡した重量及びその明細書
    - (エ) 木箱等を売払いにより処分した場合は、その明細書。廃棄により処分した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づくマニフェスト（A及びE票）の写し
  - カ 特に指示のある場合は、加工等の写真を記録し契約担当官に提出するものとする。



## 作 業 工 程 表

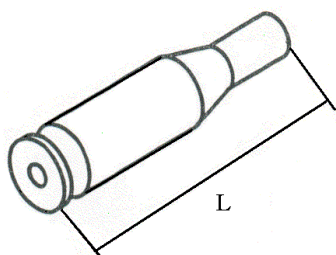
工程 番号	処 分 工 程	作 業 内 容
1	処分実施計画	処分実施計画書の作成、提出及び承認
2	受領	<ul style="list-style-type: none"><li>・重量等の確認</li><li>・受領書による受払い</li></ul>
3	輸送及び保管	<ul style="list-style-type: none"><li>・契約の相手方による輸送及び保管</li><li>・紛失及び盗難防止の処置</li></ul>
4	出庫	1日の加工予定重量の打がら菓きょうを保管所から作業場所へ運搬
5	加工前点検	木箱を開こんし、打がら菓きょうの異物等の有無を点検
6	加工	<ul style="list-style-type: none"><li>・打がら菓きょうの加工（切断及び潰し）</li><li>・木箱、帯鉄等を処分するための処置</li></ul>
7	加工後の社内検査	<ul style="list-style-type: none"><li>・加工状態の社内検査</li><li>・加工後の打がら菓きょうの重量確認</li></ul>
8	入庫	加工後及び未加工の打がら菓きょうを保管所へ運搬し保管
9	黄銅再生業者への引渡し	<ul style="list-style-type: none"><li>・加工後の打がら菓きょうを黄銅再生業者へ引渡し</li><li>・引渡し時の重量検査</li></ul>
10	木箱、帯鉄等の処分	木箱、帯鉄等の廃棄又は売払い
11	報告書	報告書の作成及び提出

## 加工方法（基準）

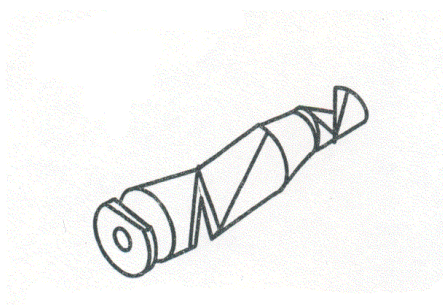
下図は、基本的な加工状態であり潰す箇所により種々の形状になるのは差し支えない。

1 長さ（L）が30mm以上の場合（ $L \geq 30\text{mm}$ ）

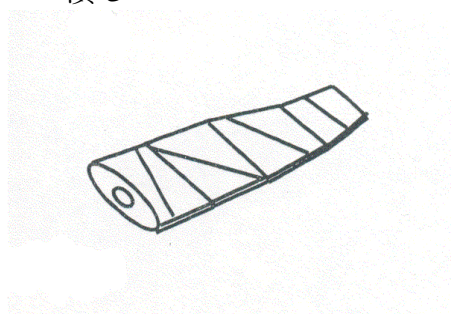
(1) 加工前



(2) 加工後  
切断

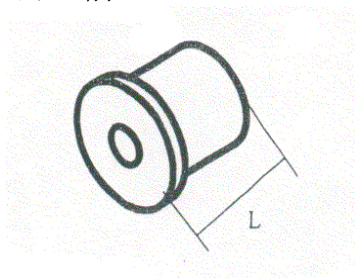


潰し

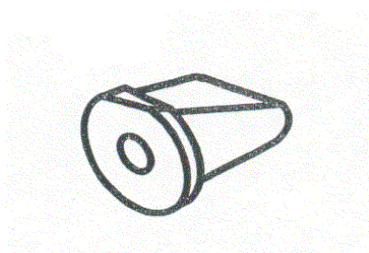


2 長さ（L）が30mm未満の場合（ $L < 30\text{mm}$ ）

(1) 加工前



(2) 加工後  
切断



潰し

